

特定悪臭物質による規制（三重県）

規制基準

（1）事業場の敷地境界線の地表における規制基準（特定悪臭物質1号規制）

規制基準は、敷地境界線の地表における特定悪臭物質の種類ごとの濃度で定めています。

特定悪臭物質名	1号規制基準値 単位：ppm
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

（2）事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の 排出口における規制基準（特定悪臭物質2号規制）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量（悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量）です。

$$Q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q：流量（単位：温度0度、圧力1気圧の状態に換算したm³/h）

He：補正された排出口の高さ、有効煙突口（m） ※Heが5m未満となる場合については適用しません。

Cm：敷地境界線の地表における規制基準値（1号規制基準値）

(3) 事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準
(特定悪臭物質3号規制)

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルが規制対象物質であり、
その規制基準は、次の表に示す排出水中の特定悪臭物質濃度です。

特定悪臭物質名	排出水の量Q (m ³ /s)	3号規制基準値 単位: mg/L
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007
	$0.1 < Q$	0.001 (注)
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02
	$0.1 < Q$	0.005
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07
	$0.1 < Q$	0.01
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1
	$0.1 < Q$	0.03

(注: 測定条件等から当分の間0.002mg/Lとされています。)

臭気指数による規制

1.規制地域

(1) 尾鷲市の区域

【1種区域】	林町、南陽町、上野町、中央町、朝日町、港町、中井町、栄町、中村町、古戸町、未広町、野地町、坂場町、宮ノ上町、座ノ下町、北浦町、北浦西町、北浦東町、馬越町、大字天満浦、大字行野浦、大字大曾根浦、大字向井、大字矢ノ浜、矢浜一丁目から四丁目まで、矢浜大道、矢浜真砂、矢浜岡崎町、桂ヶ丘、中川、国市松泉町、瀬木山町、小川東町、小川西町、新田町、大滝町、光ヶ丘、泉町、古戸野町、倉ノ谷町及び坂場西町の区域並びに大字南浦及び大字中井浦の次の図に示す区域
【2種区域】	大字南浦及び大字中井浦の次の図に示す区域

「次の図」は省略し、尾鷲市役所に備えおいて縦覧に供しています。

(2) いなべ市の区域のうち

【1種区域】	都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域」及び「工業専用地域」という。）以外の区域であって、かつ、当該区域のうち自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定に基づく国定公園を除く区域
【2種区域】	工業地域及び工業専用地域

(3) 四日市市の区域のうち

【1種区域】	都市計画法第7条の規定に基づく市街地区域とし、同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
【2種区域】	都市計画法第7条の規定に基づく市街地区域とし、同法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域
【3種区域】	都市計画法第7条の規定に基づく市街地区域とし、同法第8条第1項第1号に規定する工業地域、工業専用地域

上記地域区分にかかわらず、都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区（特別工業地域）は第2種区域とし、都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区は第3種区域とします。

2. 規制基準

臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気濃度)

※臭気濃度：においを感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準【臭気指数1号規制】

臭気指数	規制地域	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	尾鷲市	15	21	-
	いなべ市	15	18	-
	四日市市	12	15	18

(2) 事業場の煙突その他の気体排施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準【臭気指数2号規制】

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は臭気指数

気体排出口の高さに応じて排出量（臭気排出強度）または排出ガスの臭気指数を求めます。

(3) 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準【臭気指数3号規制】

臭気指数	規制地域	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	尾鷲市	31	37	-
	いなべ市	31	34	-
	四日市市	28	31	34